

業務指示書

ウガンダ国北部ウガンダ地域医療施設改善計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月12日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(外国法人は登記簿写を提出してください。)

法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

各々までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

○以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

○業務主任者（総括）については補強を認めません。

（ ）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）外国籍人材の活用を認めます。

○業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：医療施設建設に係るBD, OD, DD及びSV

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／建築計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：病院の建築計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウガンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計】

- 1) 類似業務の経験：病院の建築設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画1/維持管理】

- 1) 類似業務の経験：医療用機材調達に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ウガンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月16日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
アフリカ地域 における 25% とします。

なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

現地再委託に係る経費

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター (Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(UGS1 = 0.031520 円 , US\$1 = 105.440000 円 , EUR1 = 115.974000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (1) 実施時期： ～
 (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： JICA本部 (麹町) 会議室
- (3) 実施方法：
- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)
- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。
- a) テレビ会議システム
 ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
 注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)
 インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。
 注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。
 - c) 電話会議
 上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/建築計画
 建築設計
 機材計画1/維持管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.65 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年10月7日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ウガンダ国北部ウガンダ地域医療施設改善計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／建築計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 機材計画i/維持管理	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 要請の背景・経緯

ウガンダでは、2000年から2015年までの間に5歳未満児死亡率が147¹から54.6²（出生1000対、MDG目標値56）に、乳児死亡率が89.1¹から35³（出生1000対、MDG目標値41）に低下する等、子どもの健康では大きな改善が見られ、MDGをほぼ達成したが、妊産婦死亡率は650¹から343²（出生10万対、MDG目標値131）への改善に留まり、母性保健の改善が立ち遅れている。この要因として、特に貧困層、女性、子供等の社会的弱者の医療サービスへのアクセスが限られているだけでなく、質の高い保健医療サービスを提供する基盤となる医療施設・設備、機材等の保健インフラストラクチャー（以下、「保健インフラ」という）も十分に整備されていないという課題が挙げられる。

ウガンダでは、「国家保健政策II」（2010/11年～19/20年）において、医療人材の育成、医薬品の普及、財源の確保とともに、保健インフラの整備が政策上の重要課題として打ち出されており、これを踏まえ「保健セクター戦略・投資計画」（2010/11年～14/15年）及び「保健セクター開発計画」（2015/16年～2019/20年）では、保健サービスへのアクセス及び質の改善が重視されている。これらの政策を基に、ウガンダ政府は保健インフラ強化策の一環として、基礎医療施設の機能向上及び保守管理体制の強化並びに地域医療体制の整備を通じたリファラル体制の構築（国立病院-地域中核病院-県病院-保健センター）を進めてきた。

そのような中、JICAはウガンダ政府の要請を受けて、無償資金協力・技術協力プロジェクト・青年海外協力隊派遣により、ウガンダにおけるインフラ改善とサービスの質の改善の協力を行ってきた。無償資金協力では、「ソロティ地域医療体制改善計画」（2002年）、「東部ウガンダ医療施設改善計画」（2005年）、「中央ウガンダ地域医療施設改善計画」（2009年）、「西部ウガンダ地域医療施設改善計画」（2013年）により、2002年以降7カ所の地域中核病院を含む医療機関の施設及び機材整備を支援してきた。また、技術協力プロジェクトでは「医療機材・保守管理プロジェクト」（2006～2009年）、「保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト（フェーズ1）」（2011～2014年）を実施し、医療機材の保守管理体制の強化や5S-CQI-TQMを通じたサービスの質向上の基盤構築を図ってきた。2016年7月からは対象病院を増やし、「保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト（フェーズ2）」が実施されている。

このように保健サービスの質及びアクセスの改善が進む一方、特に北部地域においては、各地域中核病院の患者数が増加しており、施設・機材の一層の改修・拡充が急務とされている。1980年代から約20年続いた内戦の影響を最も受けた北部地域は復興の途上にあり、1930年代に建設された域内の三つの地域中核病院（グル、アルア、リラ）は、幾度か改修は行われているものの老朽化が著しい。さらに、国境を接している南スーダン共和国及びコンゴ民主共和国からの難民の流入が、同地域の人口増加（単純増は3%超）に拍車をかけており、外来患者数が毎年約30%ずつ増加していることから、既存の施設では収容能力の限界に達している。このため、地域中核病院の施設・機材の整備を通じ、保健サービス提供の体制強化を図ることは、北部地域において喫緊の課題となっている。

本プロジェクトの対象地域となるアチョリ地域（グル）、西ナイル地域（アルア）、ランゴ地域（リラ）は、内戦の影響を最も強く受けた他、現在は治安の不安定な周辺国からの難民を多く受け入れている。同地域の保健サービス提供体制の強化は人道上のニーズが極めて高

¹ World Health Statistics 2015

² World Health Statistics 2016

³ World Bank Data (homepage)

く、また、平和の定着を実感させることにも繋がると言える。更に、本案件は SDG のゴール3で掲げられている母子保健や慢性疾患の改善、UHC 達成に資するものとして位置づけられる。

このような背景のもとウガンダ政府は、グル、アルア、リラ地域中核病院の施設建設及び機材整備を行うことにより、地域のリファラル病院としての機能強化を図り、もって保健サービスのアクセス及び質の改善に寄与することを目的として、我が国に無償資金協力を要請した。

本調査は、要請内容の必要性、妥当性を確認の上、無償資金協力案件として適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

2. プロジェクト概要

(1) 事業の目的

ウガンダ北部のアチョリ地域（グル）、西ナイル地域（アルア）、ランゴ地域（リラ）の3つの各地域中核病院の施設建設及び機材整備をすることにより、地域のリファラル病院としての機能強化を図り、もって保健サービスのアクセス及び質の改善に寄与する。

(2) 期待される成果

保健医療サービスの質向上のために、対象病院が改修・拡充され、適切な医療機材が対象病院に整備される。

(3) 我が国への要請内容

【施設】

- ・グル地域中核病院の外来・救急棟、病棟の建設、手術室、画像診断部の拡張
- ・リラ地域中核病院の外来・救急棟、病棟の建設
- ・アルア地域中核病院の外来・救急棟、産科病棟の建設

【機材】上記地域中核病院の機能に必要な医療機材、救急車、車輛等

(4) 対象地域（サイト）： グル県、アルア県、リラ県

(5) 関係官庁・機関

主管官庁：保健省（Ministry of Health）

実施機関：保健省診療サービス部保健インフラ課（Health Infrastructure Division, Department of Clinical Services）

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助内容

① 無償資金協力

- イ) ソロティ地域医療体制改善計画（2002年）
- ロ) 東部ウガンダ地域医療施設改善計画（2005年）
- ハ) 中央ウガンダ地域医療施設改善計画（2009年）
- ニ) 予防接種体制整備計画（2010年）
- ホ) 西部ウガンダ地域医療施設改善計画（2013年）

② 技術協力プロジェクト

- イ) 医療機材・保守管理改善プロジェクト（2006～2009年）
- ロ) 保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト（フェーズ1）（2011～2014年）

ハ) 保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト (フェーズ 2)
(2016~2020 年)

③ ボランティア派遣 (2016 年 8 月時点)

看護師 (ムバレ、ジンジャ、カバレ、ムバララ RRH、エンテベ GH)、医療機器 (ムベン
デ RRH)

(7) 他の援助機関の対応

北部地域では、USAID が「AIDS 対応システム強化プロジェクト」(2010 年~) により
感染症対策の一貫としてラボの整備や人材育成を実施し、イタリア外務省開発協力総
局が「グル地域中核病院放射線科整備計画」(2015 年) により整形外科部門および放射
線部門の整備を支援している。両案件では、本事業対象病院への施設・機材の整備が
含まれており、本事業と補完的な協力となるよう調整する。

3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及
び内容を把握し、本プロジェクトの必要性・妥当性を検討の上、無償資金協力案件として最
適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクト
の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営・維持管理
等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務はウガンダ政府から要請のあった「北部ウガンダ地域医療施設改善計画」について、
「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「6.
業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するもので
あり、原則、現地調査において、当機構がウガンダ側と合意する協議議事録に基づいて実施
するものとする。

5. 実施方針および留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①協力対象範囲の設定に必要な情報収集、協議を行うための現地調査 1、
②概略設計の実施、準備調査報告書(案)の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うた
めの現地調査 2、③準備調査報告書(案)を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るた
めの現地調査 3、の 3 回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構
から調査団員を参加させることを想定している。なお、現地調査 1 では、ウガンダ側の要請
内容(施設・機材)、保健セクターの現状と課題(主要指標、疾病動態、全国/北部地域のサ
ービス提供体制・維持管理体制、医療施設整備の状況・動向、レファラル体制、開発計画
上の位置づけ等)、ウガンダにおける施設・機材基準、対象エリアにおける人口動態、病院に
対する国家予算および他ドナーによる支援計画、対象病院の施設・機材の現状と課題、診療
実績(傾向と現状)、運営維持管理状況(過去数年の予算・人員・技術レベル等)、レファラル・
カウンターレファラルの状況、情報システム、各部門における問題意識・要望、病院の整備
構想、教育機能、カバー人口等を確認する。また、協力事業の妥当性・必要性を検証し、比
較表を作成した上で、施設・機材の優先順位付けを行い、想定される事業規模 18~20 億円を
前提として、協力対象範囲の絞り込みを行う。なお、現地調査 1 の結果に応じ、現地調査 2
の内容を変更する必要がある可能性もあることから、調査計画の変更に柔軟に対応する。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定する

ことを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議する。

なお、特に以下の2つの段階においては、当機構が開催する会議に出席し、内容を確認することとする。

①現地調査（1回目・2回目）帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、現地調査1後には協力対象範囲について、現地調査2後には基本的な計画・設計の方向性を日本側関係者に協議、確認する。

②報告書案説明調査（現地調査3回目）派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、日本側関係者に計画内容を確認する。

（3）「日本の援助による病院建設に関わる指針」を踏まえた計画

「日本の援助による病院建設に関わる指針」（配布資料）を参考に、予算、工期、先方の維持管理体制も踏まえつつ可能な範囲で日本の病院のコンセプトを取り入れることを調査段階で検討し、提案する。

（4）保守契約付帯（機材の維持管理）

保守契約付帯が望ましい医療機材が計画内容に含まれる場合は、保守サービスの実施体制、保守の内容、期間等を調査し、概略設計に含めて提案する。

（5）過去の類似案件からの教訓の抽出

過去の類似案件の効果の発現状況、施設・機材の利用・維持管理状況等について関連資料をレビューするとともに現地調査1において確認し、本調査にその教訓を反映させる。免税に関連した課題やプロセス等についても過去の受注業者等からヒアリングを行う。

（6）技術協力プロジェクトとの協働

技術協力プロジェクト「保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト（フェーズ2）」（2016年7月～2020年7月）では、全国の地域中核病院および一部県病院とヘルスセンターを対象に、①5S-CQI-TQMを通じた業務改善及びサービスの質向上等の基盤構築、②医療機材ユーザーに対して継続的にトレーニングを行える体制作りや医療機材のユーザートレーナーの育成、③専門技師による医療機材維持管理の強化を支援している。本事業で北部地域の地域中核病院の施設・機材整備を行い、技術協力プロジェクトで同病院における上述の支援を通じた保健インフラマネジメントの強化およびサービスの質改善を図ることにより、協力効果の最大化を図る。本調査においては、技術協力プロジェクト専門家とも十分に情報共有、意見交換を行い、対象病院におけるサービスの質改善に向けて無償資金協力と技術協力プロジェクトで協働するよう留意する。

（7）北部地域復興支援への配慮

本事業は北部地域における平和の定着に寄与することが期待されるが、一方で、開発援助は意図せずに平和構築へネガティブな影響を与える可能性もある。そのため、協力対象範囲の絞り込みや事業計画の策定にあたっては、主要な会議等においてJICA内の関係部署の協力を得つつ、想定されるネガティブな影響を可能な限り低減することに留意するとともに、平和へのインパクトを向上させることも念頭に検討を行う。

（8）障害者が不利益を受けることの内容に留意すべき事項

施設の設計・計画にあたっては、利用者の年齢、障害の有無等を問わず、誰もが安全で快

適に施設を利用できるよう動線、案内板、トイレ、照明等について配慮する必要がある。調査に際しては、当該国のアクセスに関する法令を確認し、当該国の法令を遵守した計画となるよう留意すること。また、同法令が確認できない場合は、我が国の「高齢者、障害者等の異動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や、地方自治体による条例などを参考にし、当該国において適用可能な方策を提案する。

（９）設計・積算における参照マニュアル

設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」及び同「補完編」・「機材編」（2016年4月）に従うこととする。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

（10）報告書作成における参照マニュアル

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」（2015年4月改訂版）（以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。）に従うこととする。

6. 業務の内容

（1）インセプション・レポートの作成

要請書および関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

（2）インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査実施方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

（3）要請内容の確認・妥当性の検証

①政府政策・計画の確認

ウガンダの保健医療分野に関する政策、開発計画、中長期計画（開発方針、開発課題、重点分野等）の概要と本プロジェクトの位置づけを確認し、本プロジェクトの必要性・妥当性を確認する。

②要請の経緯と内容の確認

③ウガンダ保健セクターの現状と課題の確認

ウガンダの保健医療分野に関する現状と課題（一般概況、医療行政、医療財政、保健人材、医療サービス体制、医療機材の維持管理等）を調査し、本プロジェクトの関係性を確認する。

④対象地域、対象施設の確認・妥当性検証

疾病構造や対象地域における保健医療サービス提供体制等の保健医療の状況（民間病院含む）、対象病院全体のサービス提供状況（診療科目、医療従事者数、利用者数の推移等）、対象病院に係る今後の構想（マスタープラン）、対象地域のレファラル体制、北部地域・対象地域における代表的な保健医療施設（グル、リラ及びアルア地域中核病院含む）の運営・維持管理体制（人員・過去数年の予算・技術レベル・医療機材に係る消耗品・スペアパーツの補充能力等）を確認する。運営維持管理については、保健省、各地

域中核病院、各医療機材維持管理ワークショップレベルで確認を行う。さらに、情報・データを分析したうえで、それに基づき対象施設が提供を予定している機能及びサービスに対して想定される患者動態を含む需要を予測し、適切な規模を検討する。

⑤インフラ・設備調査・施工計画調査（関連法規等）

電気、水道、通信、廃棄物処理等関連インフラの現状と課題を確認する。当国の基準を確認した上で、当該水準の施設に見合った機能（医療ガス、空調設備、防災設備、発電機、給排水設備、換気設備等）を検討する。更に、当該国での設計・建設行為の許認可に係る法令等の詳細を確認し、本計画実施にあたり必要となる許認可申請のスケジュール、申請書類の内容、必要経費等を確認し、関連省庁と協議する。

⑥機材計画調査・維持管理体制

対象施設の役割、要請機材の活用計画等を確認しつつ、予算措置、人員配置、維持管理を含む先方実施能力を見極め、適切かつ効果的な規模の協力内容となるよう、協力機材品目・数量について検討する。協力内容の絞り込みが必要となる場合の優先度、クライテリアに関しても、先方の要望、協議結果及び調査結果を踏まえて合意する。また、医療機材にかかる各サイトの維持管理体制、消耗品・スペアパーツの補充能力、入手の容易さ等を見極める。機材計画調査には、入札に対応できる仕様書を作成する上で必要な情報収集（機材の直営・契約代理店情報、保守契約の締結の有無など）も含めることとする。

⑦類似案件との比較、教訓の抽出

ウガンダにおける無償資金協力の類似案件の設計・施工レベルを事前に確認し、地域中核病院としての適切な規模を計画する際の参考とする。加えてウガンダ建設業者の技術レベル、建設関連法規等を確認し、ウガンダ側が維持管理可能な規模を確認する。また、それら施設・機材の活用・運営維持管理状況を確認し、教訓を計画に反映させる。

⑧他ドナーの計画の確認

対象地域や近隣地域において地域中核病院の施設・機材整備を行う他ドナー・機関の進捗状況、今後の計画・予定を確認し、要請内容との重複の有無、相乗効果等を検討する。特に2015年にイタリア外務省開発協力総局がグル地域中核病院の整形外科部門の整備を支援しており、他ドナーによる各対象病院への支援内容を十分確認の上、我が国支援のビジビリティが確保できるよう本プロジェクトの協力内容を策定する。

(4) プロジェクト実施体制の確認

プロジェクト実施機関である保健省医療サービス部保健インフラ課、グル、リラ及びアルア地域中核病院の組織・権限・人員構成や近年の予算状況等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないかを確認する。

(5) サイト状況（自然条件等）調査

施設建設サイトの土地の自然条件・社会条件の現況（土地面積、形状、傾斜、杭打ちの必要性、特殊土壌の有無、住民移転の有無、既存施設の有無・配置状況、土地所有権、地質、地盤及び障害物等）を確認し、先方負担事項（既存施設の撤去、整地の必要性など）を本調査で整理・調整する。主な調査内容は以下の通り。（なお、排水・廃棄物処理等、事業による環境への影響を最小限にすることを前提とし、要請時の事前スクリーニングにおける本事業の環境社会配慮におけるカテゴリー分類はCとなっている。）

①敷地内インフラの整備状況の確認（土地の確保状況・所有権、水道・電気等の引き込み状況、排水（公共下水道）の状況、既存建造物の有無・配置状況、雨季の施工計画に与える影響の確認、停電、電圧変動、断水の状況等を含む）

先方負担事項に必要な手続き、関係機関、所要期間などについて確認を行い、日本が

プロジェクトを実施する場合のウガンダ側の負担事項について説明する。更には、建設許可など新規に施設を建設する際に必要な手続きも、併せて確認する。同地域は、雨季（3月～5月、9月～11月）に洪水が多発する地域であるため、施設及び施工計画の策定に際しては、雨季のアクセス道路などの冠水リスクの可能性を検討した上で計画を策定すること。なお、給排水設備に関しては、敷地内の給水点の状況、水質がウガンダ及びWHOの基準に達しているか等を確認する。

②住民合意取得の必要性の確認

③自然条件調査の実施

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、施設建設予定地の自然条件調査（地形測量、地盤・地質調査、地中障害物の確認、水質調査）を実施する。同調査については、現地再委託にて実施することを認める。調査の様子は別紙「自然条件調査仕様書（案）」に示すとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。上記項目以外に必要と判断する自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。自然条件調査に係る経費については別見積として提出すること。

(6) 調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコントラクターなど）

- ①当該国の現地業者の受注・施工実績、施工能力・技術力、人員（従業員数・構成）、財務力、前払い保証等における銀行保証の取得可否、価格等詳細な調査を行い、下請けとして現地業者を活用する可能性について確認する。
- ②協力対象近郊都市における建設資機材の品質、価格、生産・流通状況等について詳細を調査する。
- ③資機材・消耗品等の原産国、調達先、価格（輸送費及び輸入価格、近年の物価上昇率を含む。）、アフターサービスの内容等を考慮し、調達方法の検討を行う。
- ④ウガンダにおけるコンサルタント・施工業者に係る登録制度、ランク・カテゴリー区分、対象国政府またはドナーによる同種の規模・内容の工事の入札参加資格に関し、情報収集を行う。
- ⑤ウガンダ政府における公共調達の実施主体・手続決裁過程、入札工事から契約までの標準期間等について、対象国における法制度上の根拠を含め、情報収集を行う。

(7) プロジェクト内容の計画策定

1) 現地調査結果概要の作成・説明

現地調査の結果を踏まえ、帰国後10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にてこれを説明する。

2) プロジェクト内容の計画策定（概略設計）

現地調査2の帰国後30日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、プロジェクトコンポーネントの概略設計方針について関係者と協議を行う。上記調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計、機材仕様書（案））を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同「補完編」・「機材編」（2016年4月）を参照して設計総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、上記の設計・積算マニ

アルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

機材については入札に対応できる精度を確保する。

①計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

②基本計画（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

イ) 施設計画

施設計画は、想定される需要、先方施設基準、既存施設の活用状況、グル、リラ及びアルア地域中核病院の担う役割および検査内容/数の将来予測、診療機能・科目計画や、研修計画、敷地（アクセス、既存インフラ）等の諸条件を踏まえ、要請コンポーネントを検討し、適切な施設計画を作成する。施設計画については複数の代替案を比較検討する。

ロ) 設備計画

設備計画については、先方整備基準等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

ハ) 機材計画

要請された機材の必要性・活用計画、既存施設における機材活用状況および老朽化の具合、消耗品やメンテナンスサービスの入手可能性を含む維持管理の現実性、現地調達の可能性等を検討し、適切な計画（仕様、個数等）を作成する。

- ・ 機材計画（内容、数量、使用、優先順位付け等）
- ・ 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、代理店の有無等）
- ・ 消耗品、スペアパーツ等の入手手段
- ・ 配置場所
- ・ 機材の輸送経路、通関手続き、保険
- ・ 保守契約（対象医療機材、契約内容、期間）

③概略設計図

④施工監理計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

⑤調達監理計画

⑥ソフトコンポーネント計画

ソフトコンポーネントの必要性について確認し、必要と判断された場合、その内容を検討する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン（2010年版）を参照のこと。

また、ソフトコンポーネントを実施する場合、本計画により整備される地域をより効果的・効率的に活用するための支援を検討する。その際には、2016年度開始予定の技術協力プロジェクト「保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクトフェーズ2」との整合性、連携による相乗効果の発現にも留意すること。

(8) 相手国負担事項の概要確認

相手国側負担事項（既存建造物の撤去、建設作業のための仮設ヤードの確保や既存機材の移設、電気設備の引き込み、免税や各種建設許可の申請・取得、B/A・A/P発行等）のプロセス、設計・建設行為等の許認可に係る法令、各手続きにおける関係省庁、必要経費等を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの相手国政府機関によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報はウガンダ事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点でウガンダ事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについてウガンダ事務所と合意する。調査終了時には必ずウガンダ事務所へ報告する。

(9) プロジェクトの運営・維持管理計画の確認

ウガンダ保健省診療サービス部保健インフラ課並びにグル、リラ及びアルア地域中核病院が行うことになる施設の運営・維持管理計画（体制、要員、予算、スペアパーツや消耗品類の入手方法、施設・機材の維持管理計画等）について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、プロジェクトの維持管理費を算出し、運営維持管理費をウガンダ側にて十分負担可能な規模の計画を策定する。

(10) プロジェクトの概略事業費の積算

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同「補完編」・「機材編」（2016年4月）を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの「補完編」・「機材編」（2016年4月）を参照して積算を行う。同マニュアルは以下のURLを参照のこと。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_01.html

2) 機材の保守契約

本邦機材に保守契約を附帯する場合は、メンテナンス契約に係る費用も積算に含める。

3) 予備的経費

本案件に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。

- ① 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- ② 工事量変動にかかるリスク
- ③ 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- ④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ⑤ 治安状況にかかるリスク

(11) プロジェクトの評価の整理

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標として、①国立病院へのリファラル数（件/年）、②診察・手術待ち時間（分/人）、③検査・手術件数（件/年）、④外来・入院患者数（人/年）等を想定しているが、本調査により検討・精査を行う。

また、事業事前評価の一貫として、用地取得、建設許可、その他先方負担事項等の事業実施のための前提条件およびプロジェクトの効果を発現・持続するための外部条件を整理する。

（12）ジェンダー課題に関する調査

- ①対象地域における男女別の統計データやジェンダー課題に関する情報を収集し、ジェンダー格差の状況を把握する。
- ②既存施設視察、女性保健人材や女性患者に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女性患者の受診促進のための改善案に関する情報を収集する。
- ③施設計画（設計仕様、トイレなど）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。

（13）障害者配慮

障害者配慮に関し、当国における関連法令の有無及び内容を確認し、当国において適用可能な方策を提案する。

（14）安全対策の確認

施工時の安全対策にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、ウガンダの他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。

（15）協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

（16）想定される事業リスクに対する対応策の検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクに対する対応策を検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応等によるリスク軽減策を検討する。

（17）プロジェクト概要の本邦企業への説明

先方政府関係者への説明・協議前に、本邦企業（OCAJI 等業界団体）へプロジェクト概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、プロジェクト実施に重要なポイントの調査結果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と対応を協議する。

（18）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(19) 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をウガンダ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。協議の結果、準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

(20) 準備調査報告書等の作成

ウガンダ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書（案）
- 5) デジタル画像集
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）初版

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(10)を成果品とする。なお、CD-Rの提出が求められてないものに関しても、提出時に電子データを合わせて提出する。

- | | |
|--|--|
| (1) 業務計画書 | : 和文 2 部 |
| (2) インセプション・レポート | : 和文 2 部
: 英文 7 部（うち先方政府分 5 部） |
| (3) 現地調査結果概要 | : 和文 1 部 |
| (4) 準備調査報告書（案） | : 和文 2 部
: 英文 7 部（うち先方政府分 5 部） |
| (5) 概略事業費（無償）積算内訳書 | : 和文 2 部 |
| (6) 概要資料
（※完成予想図を含む。） | : 和文 1 部及び CD-R 1 枚 |
| (7) 準備調査報告書
（※完成予想図を含む。） | : 和文（製本版）5 部及び CD-R 2 枚
: 英文（製本版）10 部及び CD-R 2 枚
（うち先方政府分製本版 7 部）
: 和文（簡易製本版）2 部及び CD-R 1 枚 |
| (8) 機材仕様書 | : 和文 2 部
: 英文 2 部（うち先方政府分 5 部） |
| (9) デジタル画像集 | : CD-R 2 枚（デジタル画像 40 枚程度） |
| (10) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版 | : 英文 7 部（うち先方政府分 5 部） |

- 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2) (2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、JICAに提出する。(4) 準備調査報告書(案)、及び(7) 準備調査報告書及び機材仕様書については、英文を作成し、先方政府に提出することとする。
- 注3) (5) 概略事業費(無償)積算内訳書については2016年4月に改訂された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2015年4月)」に準拠することとする。
- 注4) (7) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。
- 注5) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。
- 注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画（案）

2016年11月初旬より国内事前準備を開始し、2016年11月中旬より現地調査1を行う。国内で協力対象範囲について整理後、2017年2月初旬より現地調査2を行い、帰国後に国内解析を実施し、2017年7月下旬までに概略事業費積算を行い（積算審査に要する期間も含む）、2017年8月初旬には準備調査報告書（案）説明調査を行う。2017年9月初旬までに概要資料を、2017年10月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

項目	2016年 11月	12月	2017年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
(概略設計調査)												
事前準備	■											
現地調査1	■	■										
国内検討・解析		■	■	■								
現地調査2(OD)				■	■							
国内解析					■	■	■	■	■	■		
準備調査報告書 ドラフト説明 (DOD)										■		
国内整理											■	
概要資料提出												△
最終報告書提出												▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査期間：

全体：22.83M/M

(2) 調査団員構成（号数は評価対象者のみ記載）

ア. 業務主任/建築計画（2号）

イ. 建築設計（3号）

ウ. 設備計画

エ. 施工計画/積算

オ. 機材計画1/維持管理（3号）

カ. 機材計画2/積算

キ. 保健医療計画

注）業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 参考資料

(1) 配布資料

- ・要請書
- ・日本の援助による病院建設に関わる指針
- ・JICA ウガンダ事務所による各病院訪問結果（2015年11月）
- ・ウガンダ北部地域の指定ホテル

4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 現地調査1

1) 団員構成：

- 総括（JICA）
- 技術参与（医療施設計画）（JICA）
- 計画管理（JICA）

2) 調査行程：21日間

3) 調査目的：本プロジェクトの協力対象範囲・優先順位、機材の要請内容について先方実施機関と合意し、これを協議議事録に取り纏める。

(2) 現地調査2

1) 団員構成：

- 総括（JICA）
- 技術参与（医療施設計画）（JICA）
- 計画管理（JICA）

2) 調査行程：14日間

3) 調査目的：本プロジェクト内容の大枠および調査実施方法について先方実施機関と合意し、これを協議議事録に取りまとめる。

(3) 報告書案説明調査

1) 団員構成：

- 総括（JICA）
- 計画管理（JICA）

2) 調査行程：10日間

3) 調査目的：準備調査報告書（案）について、先方実施機関の基本的な同意を得、これを協議議事録に取りまとめる。

5. 現地再委託

自然条件調査（地形測量、地盤・地質調査、地中障害物調査、水質調査）については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案する。

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、上記については、別見積りとする。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査

を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-5および様式-6を準用した表を添付する。

(2) 業務主任のJICA総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、JICA総括団員滞在期間中原則としてJICA総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 安全管理

対象地域は現在、業務目的渡航が制限されているため、安全管理室の定める渡航措置に従い適切な安全対策措置を講じ、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAウガンダ事務所及び在ウガンダ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、ウガンダ事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同支所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。現時点で想定される具体的な安全対策措置は以下のとおりであるが、現地渡航前に対象サイトの治安状況についてはJICAウガンダ事務所を始めとする関係者から最新の情報を入手し、プロジェクト実施のための前提条件および安全対策の有無、実施上の留意点を確認する。

① 詳細な移動計画の提出

② 安全ブリーフィングの受講

事務所への移動計画の提出の際に、事務所担当者からの事前のブリーフィングを受けること。

③ 移動手段

公私を問わず車両移動とする。徒歩、バス・タクシーでの移動は禁止とする。交通量も少なく路面状況も悪い地域が多いことから不測の事態に備えてスペアタイヤを搭載した車両で移動すること。

④ 宿泊先の制限

宿泊先はJICAウガンダ事務所が承認した宿泊施設（配布資料参照）とし、それ以外に宿泊する必要がある場合は必ず事務所の事前承認を得ること。

⑤ 行動時間の制限

移動時間は原則7:00-18:00とし、夜間の移動は厳禁とする。

(4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

ウガンダ国「北部ウガンダ地域医療施設改善計画」
準備調査にかかる自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト・サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

(2) 地盤・地質調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：ボーリング調査、土質試験等

(3) 地中障害物の調査

(4) 水質調査

目的：保健施設・病院で使用可能な水質であるか確認する。

内容：水量、水質検査等

以上